

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務に係る基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

東京都知事

公表日

令和5年9月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none">・「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則」、「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」等に基づき、都内に居住地を有する精神障害者の精神障害者保健福祉手帳の交付(新規・更新・等級変更)、再交付、返還、居住地変更、氏名変更等の事務を行っている。・特定個人情報ファイルは、上記規定に従い、次の事務に使用する。・都が発行する手帳及び通知等には、個人番号は記載しない。
③システムの名称	精神障害者保健福祉手帳発行システム
2. 特定個人情報ファイル名	
精神障害者保健福祉手帳に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第14項 内閣府総務省令第5号第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第19条第8号 【提供】別表第二の第10項、第14項、第16項、第27項、第28項、第31項、第54項、第55項、第56項の2、第57項、第79項、第85の2項、第106項、第108項、第116項 【照会】別表第二の第25項・内閣府・総務省令(第7号) 【提供】第9条第1号ハ、第9条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号ト、第12条第2号ヘ、第12条第4号チ、第12条第5号、第12条第6号ヘ、第12条第8号チ、第20条第2号口、第21条第1号口、第21条第2号口、第21条第3号、第22条第1号口、第22条第2号～第11号、第28条第1号口、第28条第2号～第10号、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号口、第42条第2号、第43条の4第1号口、第53条第1号ハ、第53条第2号ハ、第53条第3号口、第55条第1号チ、第55条第5号口、第55条第6号ホ、第55条第10号ニ、第59条の2第1号チ、第59条の2第2号～第5号 【照会】第18条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	東京都立中部総合精神保健福祉センター 事務室
②所属長の役職名	事務長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	東京都立中部総合精神保健福祉センター 事務室
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒156-0057 東京都世田谷区上北沢2-1-7 電話03-3302-7739

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書及び全項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[○] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

麥更箇所